

## 議案第34号

### 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(特定個人情報の利用)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務の処理に必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

3 別表第1の右欄又は法別表第1の下欄に掲げる事務の処理に関し他の条例又は規則その他の規程により書面の提出が義務付けられている場合において、当該書面の提出を受ける者が法又はこの条例の規定により当該書面に含まれる特定個人情報を利用するときは、当該他の条例又は規則その他の規程の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、規則で定めるところにより、当該特定個人情報を提供することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項、第4条、別表第2及び別表第3の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

別表第1（第3条関係）

1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務であって、規則で定めるもの
2 知事	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務であって、規則で定めるもの
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの
4 教育委員会	県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
5 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

--	--	--

知事	法別表第1の16の項に掲げる事務	療育手帳の交付に関する情報
知事	別表第1の1の項に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
知事	別表第1の2の項に掲げる事務	生活保護法による保護の実施に関する情報
教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	別表第1の1の項又は法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	法別表第2（26の項を除く。）の第2欄に掲げる事務	法別表第2（26の項を除く。）の第4欄に掲げる情報